

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日は、  
休日は、  
の翌日)

## 目次

- ◆ 告示 肥料の登録  
牛の人工授精講習会の開催  
解除予定の保安林  
土地改良事業計画の適否の決定  
土地の用途廃止  
昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号の一部改正
- ◆ 地労委告示 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲の認定

## 告示

### 鳥取県告示第百二十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三八九号	赤碕町 梨複合肥料	窒素全量 六・〇 アンモニア性窒素 二・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 六・〇 うち 水溶性加里 五・七	東伯郡赤碕町赤碕 一九九七の一 赤碕町農業協同組合 組合長理事 前田 豊 秋
鳥取県 第三九〇号	以西 梨複合肥料	窒素全量 七・〇 アンモニア性窒素 四・二 りん酸全量 七・〇 うち 可溶性りん酸 四・四 うち 水溶性りん酸 三・五 加里全量 六・〇 うち 水溶性加里 五・六	〃
鳥取県 第三九一号	関金 梨複合肥料	窒素全量 六・〇 アンモニア性窒素 二・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 六・〇 うち 水溶性加里 五・七	東伯郡関金町 大字大鳥居二一〇 関金町農業協同組合 組合長理事 新田 忠 則

鳥取県 第三九二号	東伯 梨複合肥料 三号	窒素全量 うち アンモニア性窒素 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 うち 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里	七・〇 二・九 七・〇 二・九 二・三 五・〇 四・八	東伯郡東伯町徳万 五五八の一 東伯町農業協同組合 組合長理事 中本 基
--------------	-------------------	--	---	---

鳥取県告示第百二十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項第二号の規定による牛の人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規定(昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 開催場所 東伯郡赤碕町松谷  
鳥取県畜産試験場
- 二 開催期間 昭和四十六年三月十五日から三月二十五日まで
- 三 受講手続 鳥取県家畜人工授精講習会規程第六条の受講願書(二部)に同規程同条各号に掲げる書類(一部)を添えて所轄の家畜保健衛生所へ昭和四十六年二月二十七日までに提出すること。
- 四 その他

鳥取県告示第百三十号

- 1 講習会終了後に修業試験を実施する。
  - 2 その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。
- 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
- 昭和四十六年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡用瀬町大字赤波字長川西平一五二三の五(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十一号

昭和四十六年一月十六日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(下味野地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十二号

鳥取県告示第百三十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年二月十日から用途廃止した。

昭和四十六年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	鳥取市徳尾字西五反田ノ二	所	四二〇〇ノ一四番地先から四二〇〇ノ一五番地先まで	(平方メートル)	一六・八八	用途	水路敷
---	--------------	---	--------------------------	----------	-------	----	-----

鳥取県告示第百三十三号

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号(鳥取県指定金融機関の名称)

位置、出納区域及び取扱事務について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行鳥取県庁支店 鳥取市東町一丁目 鳥取市 収納及び支払事務」を

「株式会社山陰合同銀行鳥取県庁支店 鳥取市東町 鳥取市青葉町 株式会社山陰合同銀行城北支店」に改める。

一丁目 鳥取市 収納及び支払事務

一丁目 鳥取市 収納及び支払事務

### 地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第

二項の規定に基づき、倉吉市が経営する水道事業に従事する職員が結成し、

又は加入する労働組合について、当該職員のうち、労働組合法(昭和二十

四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を昭和四十六年

一月二十八日次のとおり認定したので、地方公営企業労働関係法第五条第

二項の規定により告示する。

昭和四十六年二月十九日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

一 地方公営企業の名称 倉吉市水道事業

二 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所 倉吉市水道課

職 名 業務係長